

奨学生募集要項（2026年度）

No.

534

大学経由応募（B区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	化学研究者育成MC奨学基金		
2026 募集人数	全国で3名程度		
募集学年	博士（博士後期）課程1年生		
募集学部・研究科 研究分野等	理学系研究科において化学を専攻する者		
大学締切時期	2026年5月14日（木）		
給付	年額 700,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	日本国籍を有する者
その他応募条件	・ 給付期間は1年間 ・ 他の奨学金との併給可		

公益信託 化学研究者育成MC奨学基金
2026年度奨学生 募集要項

<p>1.奨学生の資格 *右記の事項すべてに該当する者</p>	<p>日本国籍を有し、国内の大学院理学(系)研究科において化学を専攻する大学院生で、学業・人物ともに優秀であり、わが国の基礎化学の発展の担い手となり得る人材で経済的理由により修学が困難な状況にある者。 (申請時博士後期課程1年生が対象：給付は博士後期課程1年間のみです)</p>
<p>2.奨学金の額</p>	<p>年額700,000円を一括給与 (返済の必要はありません。また、他の奨学金との併給も可能です。)</p>
<p>3.給付時期・方法</p>	<p>(1) 給付時期：奨学金は、採用決定後年額を一括して支給します。(2026年7月下旬を予定) (2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。</p>
<p>4.給付期間</p>	<p>2026年度奨学生については、1年間に限り給付。 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席などしたとき、あるいは学業、生活態度などの状況により指導上必要があると認めるとき、さらに病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、休止、停止又は廃止します。この場合、受領済みの奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかにこの公益信託の受託者に返還してください。</p>
<p>5.採用奨学生数(予定)</p>	<p>3名程度</p>
<p>6.申請手続</p>	<p>応募者は、次の書類を大学経由でこの公益信託の受託者に提出してください。 (1) 奨学金給付申請書(【推薦者の推薦理由】は原則専攻長に記入願う。) (2) 収入証明書(生計を一にする家族の収入を証するもの) ※給与、年金のみの場合は源泉徴収票(写)を、自営業者等の場合は確定申告書(写)(決算書・収支内訳書(写)を添えて)をご提出ください。 (3) 在学証明書 (4) 成績証明書(修士2年のもの) (5) 奨学金を必要とする具体的事由(A4用紙1枚に800字以内) (6) 現在の研究と今後の研究計画及び将来の抱負 (A4用紙1枚に記載。図表を含めても可。) なお、上記書類は応募者ならびに推薦人に返却いたしません。 応募期間：2026年5月29日(金)(必着) 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送</p>
<p>7.奨学生の選考・決定及び通知</p>	<p>(1) 選考方法：各大学から推薦された奨学金申請書類を運営委員会に付議し、その選考にもとづき奨学生を決定します。 (2) 決定通知：2026年7月初旬頃に、選考結果を所属大学・応募者に各々通知します。</p>
<p>8.修業報告書の提出</p>	<p>奨学生は、学年終了後、2027年4月20日までに所定の生活状況報告書および成績証明書を、この公益信託の受託者に提出してください。 未提出の場合、支給済奨学金の返還を求めることがありますのでご注意ください。</p>

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
化学研究者育成MC奨学基金 申請口
TEL 03-5232-8910 (受付：平日9時～17時)

奨学金給付申請書 (2026年度奨学生用)

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による奨学金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。
 なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示されることに同意します。
 私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請者名 氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (満 才)	国籍	日本
連絡先住所	〒 TEL ()				
在籍学校		博士後期課程 終了予定年月		年 月	
研究科名					
専攻名					
学歴 (高校卒業より記入)					

他の奨学金制度受給(申請中を含む)の有無...有・無
 有りの場合、下記に記載してください。

制度名	方式 (いずれかに○)	奨学金月額 (円)
	貸与・給与	
	貸与・給与	
	貸与・給与	
	貸与・給与	
計		

《推薦理由》

※申請中で受給が未確定のものは制度名を括弧で括ってください。

- 《添付必要書類》
1. 収入証明書 (生計を一にする家族の収入を証するもの)
 2. 在学証明書
 3. 成績証明書 (修士2年のもの)
 4. 奨学金を必要とする具体的事由 (A4用紙1枚に800字以内)
 5. 現在の研究と今後の研究課題及び将来の抱負 (A4用紙1枚に記載。図表を含めても可)

推薦者	大学院・専攻名		指導教員 所属/氏名
	専攻長名		

選考結果送付先 (住所・大学・部署)	〒 TEL ()
-----------------------	-----------

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。(裏面あり)

《銀行使用欄》	運営担当 確認印	精査印	登録印
---------	-------------	-----	-----

奨学金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	銀行名	☑をつけてください	支店名	☑をつけてください								
		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 営業所								
預金種別	普通預金	口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。												
お受取人	【ご留意事項】	フリガナ										
	必ず奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。					口座名義						

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

1. 私は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③奨学金・助成金を受け取ることに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社・貴公益信託の信用を毀損し、または貴社・貴公益信託の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私は、暴力団員等もしくは第1項①～⑤のいずれかに該当し、もしくは第2項①～⑤のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、奨学金・助成金を継続して受け取ることが不適切である場合には、奨学金・助成金の交付が否認又は停止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した奨学金・助成金の全額を直ちに返還いたします。なお、これに伴い費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず貴社・貴公益信託に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとします。